

米子市建設工事等入札・契約審議会事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米子市建設工事等入札・契約審議会条例（平成17年条例第220号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、米子市建設工事等入札・契約審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第2条の定める調査審議は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 建設工事等に関し、入札及び契約の運用状況について報告を受け、審議を希望する建設工事等の指定を行う。
- (2) 審議会が指定する建設工事等に関し、一般競争入札及び指名競争入札に係る参加資格及び参加条件の設定の理由及び経緯並びに当該入札に係る指名の理由及び経緯について報告を受け、審議を行う。
- (3) 公募型指名競争入札における非指名理由の説明の要求に対する回答について報告を受け、審議を行う。
- (4) 工事成績評定結果に関する苦情の処理状況について報告を受け、審議を行う。
- (5) 談合情報があった場合において、その処理状況又は処理結果について報告を受け、審議を行う。
- (6) 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき行った指名停止措置について報告を受け、審議を行う。
- (7) 建設工事等に係る入札及び契約制度の改善報告を受け、審議を行う。
- (8) その他市が発注する建設工事等の入札及び契約について審議を行う。

(報告の方法)

第3条 前条第1号の報告は、次に掲げる書類により行うものとする。ただし、すでに当該報告を行ったものは除く。

- (1) 入札方式別発注工事等総括表（様式1）

(2) 入札方式別発注工事一覧表（様式2）

(3) 入札方式別発注業務一覧表（様式3）

(4) 低価格入札一覧表（様式4）

(5) 指名停止措置状況一覧表（様式5）

（審議案件の指定）

第4条 第2条第1号の規定による建設工事等の指定は、前条の規定により報告した建設工事等の中から、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 各委員は、原則として、報告を受けた建設工事等の中から2件以上を選択するものとする。

(2) 各委員は、指定された日までに選択した案件を総務部契約検査課に通知するものとする。

（会議の公開）

第5条 会議は、原則として公開し、議事の概要及び結果を会議録により公表するものとする。ただし、会長が会議を公開することが適当でないとき認めるときは、これを非公開とすることができる。

（委員の除斥）

第6条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係がある事項については、議事に加わることができない。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

附 則

この要領は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月25日から施行する。